

答申第 775 号

情公第 1433 号

令和 5 年 6 月 26 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 8 月 24 日付けで諮問された特定建築物に関する文書一部非公開の件（諮問第 862 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関である神奈川県知事（以下「実施機関」という。）は、別表 3 の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。
- (2) 実施機関は、改めて諾否決定をするに当たり、請求された行政文書の一部が不存在である場合にはその旨及び理由を示すとともに、非公開決定を行う情報については、各情報が条例第 5 条各号に定める非公開情報のいずれに該当するのかを明示するとともに、これらの非公開情報に該当すると判断した具体的な理由についても明示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 4 日付けで、実施機関に対して、別表 1 に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和 2 年 2 月 18 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同月 25 日付けで、別表 2 に掲げる A 文書から D 文書までの行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上、同表の「非公開情報」欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）が条例第 5 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 2 年 5 月 28 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分を取り消し、本件非公開情報の全ての公開を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) なお、本件審査請求は、本件処分が行われた日付である令和 2 年 2 月 25 日から 3 月以上が経過した、令和 2 年 5 月 28 日付けで行われているため、行政不服審査法第 18 条第 1 項に規定する審査請求期間（「処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月」）を徒過しているとも考えられる。しかし、当審査会が実施機関に確認したところ、本件処分

に係る行政文書一部公開決定通知書は、令和2年2月28日に審査請求人に到達したとのことであった。そのため、「処分のあったことを知った日」は令和2年2月28日となり、その翌日である令和2年2月29日が審査請求期間の起算日となることから、審査庁（諮問実施機関）としては、令和2年5月28日付けで行われた本件審査請求は、行政不服審査法第18条第1項に定める審査請求期間（「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」）内になされた適法なものとして、当審査会に諮問されたものである。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 特定建築物による危険を未然に防止するためにも、本件非公開情報の全面公開は当然のことである。
- (2) 実施機関は非公開の理由について、条例第5条第1号、第2号及び第4号に該当するためとしているが、十分に検討された理由が通知されておらず、拒む理由がなくなった場合の公開期日も明らかにされていない。
- (3) 条例第5条第4号は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある場合に非公開とすることを規定しているが、特定建築物において不特定多数の者を対象に個人が行う事業に係る情報については、これを公開しても、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は認められない。
- (4) 本件非公開情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。
- (5) 審査請求書及びその添付書類の記載から分かるとおり、個人事業主は審査請求人には明らかになっている情報である以上、公開拒否の理由は全く当たらない。
- (6) 特定建築物において、建設業の許可を受けていない業者が、建築確認申請の手続を経ないまま大規模修繕工事（屋根改修工事）を施工している疑いがあったことから、実施機関の担当課所に問い合わせたが、工事総額が500万円を超えなければ建設業の許可対象にはならず、また、複数の業者が屋根の過半を超えない範囲で施工した場合には大規模修繕に

は該当しないといった、疑問の残る回答しか得られなかった。また、特定建築物においては、建築基準法上の用途制限に違反する利用がなされているにもかかわらず、適正な是正指導がなされないままとなっている。

4 実施機関（担当：県土整備局横須賀土木事務所）の説明要旨

- (1) A文書における報告者の氏名及び印影並びに建築主の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であり、これを公開することによって特定の個人が識別されると、不当に誹謗中傷されるおそれがある。また、入居者に対しても同様である。これは、条例第5条第1号に定める、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。
- (2) B文書における建築士の登録番号、氏名、印影及び建築物の名称は、事業を営む個人に関する情報であり、これを公開することによって同業他社が相手を貶めるために利用するなど、当該個人事業主が不当に誹謗中傷されるおそれがある。これは、条例第5条第2号に定める、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。
- (3) C文書及びD文書における特定建築物の関係者との対応内容については、対応をされている個人の事情等に関するものであり、これを公開することによって、相手方との関係が悪化するなど、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。これは、条例第5条第4号に該当し、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 非公開情報該当性について

ア A文書の非公開情報について

当審査会が確認したところ、A文書は、実施機関が特定建築物の建築主から、建築基準法第12条第5項の規定に基づいて提出を受けた報告書であり、その非公開情報は、報告者の氏名、印影及び住所並びに建築主の氏名、住所及び電話番号であることが認められる。実施機関

はこれらの情報を条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、上記非公開情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかであるから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからウに規定する情報のいずれにも該当せず、さらに後述オ(ア)のとおり、同号ただし書エに規定する情報にも該当しない。

よって、実施機関が、上記非公開情報を条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ B文書の非公開情報について

当審査会が確認したところ、B文書は、A文書の添付書類として実施機関に提出された特定建築物に係る工事図面であり、その非公開情報は、工事図面本体及び当該図面の説明箇所並びに一級建築士の登録番号、氏名及び印影並びに特定建築物の名称であることが認められる。実施機関は、これらの情報を条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は条例第5条第2号に該当する理由について、上記非公開情報は事業を営む個人に関する情報であり、これを公開することによって、同業他社が相手を貶めるために利用するなど、当該個人事業主が不当に誹謗中傷されるおそれがあると説明している。

しかし、条例第5条第2号が規定する「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」の「害するおそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである（神奈川県情報公開条例解釈及び運用の基準）。この点、B文書の非公開情報は、特定建築物に係る屋根改修工事の概要を示すものにすぎず、これを公開することによって当該工事に関与した一級建築士が誹謗中傷の対象となる蓋然性は認められないことから、条例第5条第2号が規定する「正当な利益を害

するおそれ」は認められない。

よって、B文書の非公開情報は、条例第5条第2号に規定する法人等に関する情報には該当しない。

ただし、B文書の非公開情報のうち、特定建築物の名称については、特定の個人の財産に関する情報であり、A文書の記載と相まって、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからウに規定する情報のいずれにも該当せず、さらに後述オ(ア)のとおり、同号ただし書エに規定する情報にも該当しない。

なお、特定建築物の名称以外のB文書の非公開情報についても、B文書が前述のA文書と一体のものとして提出されたことも踏まえると、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報と認めることができるが、当該非公開情報は、A文書の非公開情報及びB文書の特定建築物の名称の情報を除くことにより、特定の個人を識別できず、公開しても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められることから、条例第6条第2項の規定に基づき、部分公開の対象となるものである。

以上のことから、実施機関は、B文書の非公開情報のうち、特定建築物の名称以外の情報は公開すべきである。

ウ C文書の非公開情報

当審査会が確認したところ、C文書は、実施機関が特定建築物の関係者に対して実施した事情聴取内容を記録した文書であり、その非公開情報は、同文書中の「【概要】」中の一部の情報、事情聴取の相手方に関する情報及び「【内容】」中の一部の情報であることが認められる。実施機関は、これらの情報が条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、実施機関は条例第5条第4号に該当する理由について、特定建築物の関係者との対応内容については、対応をされている個人の事情等に関するものであり、これを公開することによって、相手方との関係が悪化するなど、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

しかし、C文書のうち、別表3の「公開すべき情報」欄に掲げる非公開情報は、実施機関が事情聴取を実施した相手方に対して建築基準法令の規定に基づいて行った一般的な指導等に係る情報にすぎず、これらの情報を公開することで相手方との関係が悪化し、業務の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。一方、その余の非公開情報については、関係者の個人的事情に関わる情報であることは否定できず、当該情報を公開すれば、相手方との関係が悪化し、業務の遂行に支障が生じるとする実施機関の説明は首肯できる。

以上から、実施機関は、C文書の非公開情報のうち、別表3の「公開すべき情報」欄に掲げる非公開情報については公開すべきであるが、その余の非公開情報について、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

エ D文書の非公開情報について

当審査会が確認したところ、D文書は、実施機関が特定の個人に対して、特定建築物に係る対応の進捗状況を連絡した電子メールであり、その非公開情報は、当該電子メールの送信先である特定の個人の氏名及び特定建築物に係る対応の進捗状況に係る記載の一部であると認められる。

このうち、電子メールの送信先である特定の個人の氏名については、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、また、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書アからウに規定する情報のいずれにも該当せず、さらに後述オ(ア)のとおり、同号ただし書エに規定する情報にも該当しないため、実施機関が当該氏名を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報として非公開としたことは妥当である。

一方、特定建築物に係る対応の進捗状況に係る記載の一部について、実施機関は、条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。実施機関は同号に該当する理由として、C文書同様、特定建築物の関係者との対応内容については、個人の事情等に関するものであり、これを公開することによって、相手方との関係が悪化するなど、業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明し

ている。

しかし、当該非公開情報は、実施機関が特定建築物の関係者に対して行った建築基準法令に基づく一般的な指導等に係る情報にすぎず、これを公開することで相手方との関係が悪化し、業務の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。よって、当該非公開情報は条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報には該当しないことから、実施機関は当該非公開情報を公開すべきである。

オ 条例第5条第1号ただし書エ、同条第2号ただし書又は条例第7条の規定に基づく公開について

審査請求人は、本件非公開情報が、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する旨の主張をしている。これは、本件非公開情報のうち、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報については同号ただし書エの規定に基づき、また、条例第5条第2号本文に規定する法人等に関する情報については同号ただし書の規定に基づき、さらに、その余の情報については条例第7条（裁量的公開）の規定に基づき、それぞれ公開を求めるものと思料されることから、以下、この点について検討する。

(ア) 条例第5条第1号ただし書エ及び同条第2号ただし書について

条例第5条第1号ただし書エ及び同条第2号ただし書は、各号本文が規定する非公開情報に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、例外的に公開の対象とする規定である。当該規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである（神奈川県情報公開条例解釈及び運用の基準）。

本件においては、審査請求人が特定建築物の危険性を主張しているものの、その客観的な根拠は示されておらず、特定建築物の近隣住民

の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合とは認め難いことから、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書エ及び同条第2号ただし書に規定する「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(イ) 条例第7条（裁量的公開）について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を越えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

これを本件について見ると、本件非公開情報は、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認められるような事情は存在しない。よって本件は、条例第7条の規定する「公益上特に必要があると認めるとき」に該当しないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 理由の付記について

本件請求では、別表1のとおり、審査請求人から複数の行政文書の公開請求がなされているにもかかわらず、実施機関は、請求された行政文書ごとに存在又は不存在の判断を示さないまま本件処分を行っている。また、実施機関は本件処分において、条例第5条第1号、第2号又は第4号に該当することを理由に一部の情報を非公開としているものの、非公開とした情報ごとに、上記の条例第5条各号に定める非公開情報のいずれに該当するかを明示しておらず、さらに、非公開情報に該当したと判断した具体的

な理由を示さないまま単なる条文の引用に留まるものとなっている。

条例第10条第3項は、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えることにある。かかる趣旨を踏まえれば、非公開の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然に知り得るような場合は別として、条例第10条第3項の求める理由付記としては不十分なものと解すべきである（神奈川県情報公開条例解釈及び運用の基準）。

本件では、請求された行政文書の一部は不存在であったと思料されるが、本件処分ではその旨及び理由が示されていない。また、本件処分では、非公開とした情報ごとに、条例第5条各号に定める非公開情報のいずれに該当する情報であるかが明示されておらず、さらに、非公開情報に該当すると判断した具体的な理由も示されないまま、単なる条文の引用に留まるものが認められることから、条例第10条第3項が求める理由付記としては不十分であったといわざるを得ない。

よって、実施機関は、本答申を踏まえた裁決に基づいて改めて諾否決定をするに当たっては、請求された行政文書の一部が不存在である場合にはその旨及び理由を示すとともに、非公開決定を行う情報については、その情報ごとに、条例第5条各号に定める非公開情報のいずれに該当するのかを明示し、かつ、非公開情報に該当すると判断した具体的な理由についても明示すべきである。

(3) 時限性公開について

審査請求人は、本件処分において、拒む理由がなくなった場合の公開される期日も明らかにされていない旨の主張をしている。これは、条例第10条第3項後段の規定に基づく時限性公開を求めるものと思料される。しかし、そもそも時限性公開は、公開を拒む理由がなくなる期日をあらか

じめ明示できる場合にその期日を明示するものであるところ、本件非公開情報は、特定建築物に係る関係者の個人に関する情報や実施機関の対応状況等をその内容とするものであり、その性質上、公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる情報とは認められない。よって、実施機関が本件処分において時限性公開の期日を明示しなかったことは、妥当性を欠くものとはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (行政文書の公開請求の内容) ※原文ママ

(1)	<p>昨年の台風 15 号のため大規模損壊の当該アパートの屋根全部の改修工事 (2019. 9. 10 施工業者聴取による) には構造計算、建築確認が必要と思われる (2019. 10. 21 建築安全課聴取による) に関しての施工業者確認の公開開示 →施工者に確認(聴きとり)記録</p>
(2)	<p>施工業者は建設業の無許可業者である施工業者確認公開開示 →許可をとっているのかの確認した記録</p>
(3)	<p>屋根全部の改修工事がされないで台風 15 号による損壊部分建物屋根全体の 1/2 の改修工事個所の施工業者に確認の決果損壊部は建物屋根 1/2 であり大規模工事でなく構造計算、建築確認は必要がない (横須賀土木) という確認されたことの公開開示 →大規模修繕にあたるか否かの判断記録</p>
(4)	<p>屋根工事が 11 月に入り中断したことの理由確認についての公開開示 →1/2 にならないために中断したのかどうか、工事を終えたのかどうか、なぜ終えたと判断したのか</p>
(5)	<p>外構工事により無断で隣地境界線上を損壊したことの通報に対する確認指導の公開開示 →横須賀土木の指導記録</p>
(6)	<p>12 月に入り屋根の工事が再開された理由の確認についての公開開示 →(4) から再開したのを知っていたか、確認したのか</p>
(7)	<p>工事再開が屋根の棟を挟んでの工事であり屋根全体の 1/2 であるから大規模工事ではない確認の公開開示 →現時点で工事が終わって、屋根は全面葺いているのに 1/2 以下と判断した理由</p>
(8)	<p>台風 15 号による屋根の損壊が全体の西側 1/2 である当方当初の通報に対してその後の現地確認して棟を挟んでの 1/2 の施工であるとの通報後の確認との相違について工事発注者、施工業者確認の公開開示→棟をはさんで 1/2 の範囲とはどこか</p>
(9)	<p>本工事施工費用総額が金額が建設業許可の必要がない 500 万円以下であることの工事発注者、施工業者確認公開開示 →確認したのかどうか</p>
(10)	<p>特定建築物 2 F において建築基準法違反にもかかわらず営業が継続中である理由についての入居者、建物オーナー確認公開請求 建築基準法違反共犯者である特定建築物オーナーは違反を承知しての営業を認めている確認の公開開示 →是正計画、是正の見込みを確認</p>

別表 2 (実施機関が特定した行政文書及びその非公開情報)

実施機関が特定した行政文書		非公開情報
A 文書	「建築基準法第 12 条第 5 項の規定による報告書（建築物）」と題する書面	報告者の氏名、印影、建築主の氏名、住所、電話番号
B 文書	「屋根伏図」と題する書面 (A 文書の添付資料)	工事図面本体、当該図面の説明箇所、建築士の登録番号、氏名、印影、特定建築物の名称
C 文書	「特定建築物の件（報告）」と題する書面 (令和元年 11 月 25 日実施分)	関係者の氏名・属性、特定建築物の名称、対応内容
	「特定建築物の件（報告）」と題する書面 (令和元年 12 月 6 日実施分)	関係者の氏名・属性、特定建築物の名称、対応内容
	「特定建築物の件（報告）」と題する書面 (令和 2 年 1 月 21 日実施分)	関係者の氏名・属性、特定建築物の名称、対応内容
D 文書	実施機関担当者から特定の個人に送信した電子メール (2020 年 1 月 20 日付け)	電子メールの送信先である特定の個人の氏名、電子メール本文の一部

別表 3 (公開すべき情報)

公開すべき情報が含まれる行政文書		公開すべき情報
B 文書	「屋根伏図」と題する書面 (A 文書の添付資料)	工事図面本体、当該図面の説明箇所、一級建築士の登録番号、氏名、印影
C 文書	「特定建築物の件 (報告)」と題する書面 (令和元年 11 月 25 日実施分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「【概要】」中、「の屋根工事について」の直後の文字から文末までの非公開情報 ・ 「【内容】」中、2 つ目の「○ (白丸)」中の非公開情報及び 3 つ目の「○ (白丸)」中の非公開情報
	「特定建築物の件 (報告)」と題する書面 (令和元年 12 月 6 日実施分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「【概要】」中の非公開情報 (1 行目の 14 文字目から 19 文字目まで及び 32 文字目から 34 文字目まで並びに 3 行目の 26 文字目から 28 文字目までの非公開情報を除く。) ・ 「【内容】」中、1 つ目の「○ (白丸)」中の非公開情報 (2 行目の 5 文字目から 7 文字目まで及び 4 行目の 14 文字目から 16 文字目までの非公開情報を除く。)
	「特定建築物の件 (報告)」と題する書面 (令和 2 年 1 月 21 日実施分)	「【概要】」中、「の美容室が」の直後の文字から文末までの非公開情報
D 文書	実施機関が特定の個人に対して、特定建築物に係る進捗状況を連絡した電子メール (2020 年 1 月 20 日付け)	電子メールの送信先である特定の個人の氏名以外の非公開情報

※ 2 桁以上の数値は桁ごとの数字を 1 文字として計算している。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年8月27日 (収受)	○ 諮問
令和5年4月13日 (第232回部会)	○ 審議
令和5年5月25日 (第233回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和5年6月26日現在) (五十音順)